# 府　令

○内閣府令第十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその他の規定と記号により一括して掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げていない場合には、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第二号様式 | 第二号様式 |
| 【表紙】 | 【表紙】 |
| 【提出書類】　有価証券届出書 | 【提出書類】　有価証券届出書 |
| 【提出先】　＿＿財務（支）局長 | 【提出先】　＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】　年　月　日 | 【提出日】　年　月　日 |
| 【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】(7)　名称　＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿ | 【縦覧に供する場所】(7)　名称　＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 第一部　［略］ | 第一部　［同左］ |
| 第二部【企業情報】 | 第二部　［同左］ |
| 第１　［略］ | 第１　［同左］ |
| 第２【事業の状況】 | 第２　［同左］ |
| １　［略］ | １　［同左］ |
| ２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(30―２) | ［加える。］ |
| ３～６　［略］ | ２～５　［同左］ |
| ［第３～第７　略］ | ［第３～第７　同左］ |
| ［第三部・第四部　略］ | ［第三部・第四部　同左］ |